

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【公開番号】特開2019-115575(P2019-115575A)

【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2017-252410(P2017-252410)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/551 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

A 6 1 F 13/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/551 2 0 0

A 6 1 F 13/56 1 1 0

A 6 1 F 13/58

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前後方向と、

前記前後方向に直交する幅方向と、

表面シート、裏面シート及び吸収コアを有する本体部と、

前記裏面シートに配置され、着用物品に吸収性物品を固定する粘着部と、

前記裏面シートに配置された後処理用のテープ部材と、を有する吸収性物品であって、

前記テープ部材は、前記テープ部材の一端側に配置され、かつ前記裏面シートに固定された固定部と、前記テープ部材の他端側に配置され、前記裏面シートに剥離可能に配置された非固定部と、を有し、

前記粘着部は、前記テープ部材の一端側から前記他端側に向かう第1方向と直交する第2方向において、前記非固定部を挟んで配置される一対の第1粘着部を有する、吸収性物品。

【請求項2】

前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、

前記第1粘着部と前記非固定部が前記第2方向において重なる重複領域を有し、

前記重複領域の前記第1方向の長さは、前記非固定部の前記第1方向の全域に対する50%以上である、請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記重複領域の前記第1方向の長さは、前記非固定部の前記第1方向の長さである、請求項2に記載の吸収性物品。

【請求項4】

前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、

前記第1粘着部は、前記テープ部材の前記他端を前記第1方向において跨いでいる、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項5】

前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、

前記第1粘着部は、前記テープ部材の前記一端を前記第1方向に跨いでいる、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項6】

前記粘着部は、前記第1粘着部間に配置された第2粘着部を有し、

前記第2粘着部は、前記テープ部材の前記他端側に配置されている、請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項7】

前記粘着部は、前記第1粘着部間に配置された第3粘着部を有し、

前記第3粘着部は、前記テープ部材の前記一端側に配置されている、請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項8】

前記テープ部材は、前記粘着部の前記第1方向の端縁よりも前記第1方向の外側に延出している、請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項9】

前記テープ部材の一部は、剥離シートによって覆われており、

前記剥離シートは、前記粘着部の前記第1方向の端縁よりも前記第1方向の外側に延出している、請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項10】

前記吸収性物品は、前記幅方向に沿って延びた複数の折り目を基点に折り畳まれており、

前記テープ部材は、前記複数の折り目のうち最も後側の折り目よりも後側に設けられている、請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項11】

前記粘着部は、前記幅方向における前記吸収コアの外縁よりも外側に膨らんだヒップフ

ラップに設けられたフ lap ップ粘着部を有し、

前記テープ部材は、前記フ lap ップ粘着部よりも後側に設けられている、請求項1から請求項10のいずれか1項に記載の吸収性物品。